

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X 1 ほか

控訴人(一審原告) X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

(丙42~45号証)

令和4年2月28日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

参加人訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 神 原 浩

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 畑 井 雅 史

弁護士 坂 井 俊 介

弁護士 谷 健 太 郎

弁護士 中 室 祐

弁護士 持 田 陽 一

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作 成 者
丙 42	バーチャル見学 原子力発電所	写し	H31. 2. 21	参加人
<p>(立証趣旨)</p> <p>原子力発電の仕組み, 原子力発電所施設の概要, 並びに事故発生防止, 事故進展防止及び事故拡大防止対策により, 原子力発電所の安全性が確保されていることを証する。</p> <p>なお, 本映像は大飯発電所4号機を基に作成されたものであるものの, 核物質防護の観点から, 一部実機とは異なる部分がある。また, VRゴーグルの着用を想定して作成されたものであるため, 映像の一部に乱れがある。</p>				
号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作 成 者
丙 43	大飯発電所の全景	写し	R4. 2	参加人
<p>(立証趣旨)</p> <p>大飯発電所3号機及び4号機(以下, 併せて「本件発電所」という)の原子炉格納容器, 原子炉補助建屋及びタービン建屋の形状及び位置関係を証する。</p>				
号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作 成 者
丙 44	大飯発電所3・4号機の原子炉格納容器について	写し	R4. 2	参加人
<p>(立証趣旨)</p> <p>本件発電所の原子炉格納容器はプレストレストコンクリート方式であり, 原子炉建屋の機能を兼ねていること, 及びその容積の大きさ, 除熱機能の多様性から, 福島第一原子力発電所6号機に比して, 破損防止の点で優位性があること, 並びに本件発電所は, 福島第一原子力発電所6号機と異なり, 燃料プールと同等の高さに寄り付き道路があるため, 外部からの燃料プールへの注水が容易であることを証する。</p>				
号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作 成 者
丙 45	原子炉冷却材圧力バウンダリ, 原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規程 (JEAC4602-2016) (抜粋)	写し	H28. 7. 5	一般社団法人日本電気協会原子力規格委員会
<p>(立証趣旨)</p> <p>本件発電所が採用している加圧水型原子炉(PWR)の原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの具体例を証する。</p>				